

とし しょう
年をとっても、障がいがあっても
あんしん く てっだ
安心して暮らせるお手伝い

にちじょうせい かつじりつ しえんじぎょう
日常生活自立支援事業
せいねんこうけんせいど
成年後見制度



みんながつながり、支え合い、助け合うまち かまくら

かまくらししゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会

もく じ 目 次

あんしん く てっだ 安心して暮らせるお手伝い

けんりようごしえんけんとう 権利擁護支援検討チェックシート	2
---	---

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業

りようれい りよう かた 利用例、利用できる方	3
---	---

おも ないよう 主なサービス内容	4
--	---

りよう なが りようりよう 利用までの流れ、利用料	5
---	---

しんさかい そうだん と あ 審査会、ご相談・お問い合わせ.....	6
--	---

せいねんこうけんせいど 成年後見制度

りようれい 利用例	7
-----------------------------------	---

せいねんこうけんせいど ないよう 成年後見制度の内容	8
--	---

しえん ないよう こうけんにとん しえん 支援内容、後見人等ができない支援	9
---	---

せいねんこうけんにとん てきせつ こうけんとう じ お ほうさく 成年後見人等による適切な後見等事務をサポートする方策・・・	10
--	----

てつづ なが 手続きの流れ	11
---------------------------------------	----

せいねんこうけんせいど ひよう 成年後見制度の費用	12
---	----

にん いこうけんせいど 任意後見制度	13
--	----

そうだん と あ さき ご相談・お問い合わせ先	14
---	----

かまくらししゃかいふくしきょうぎかい けんりようご 鎌倉市社会福祉協議会の権利擁護サービス

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう ほうじんこうけんじぎょう 日常生活自立支援事業、法人後見事業	16
--	----

かまくらしせいねんこうけん じぎょう 鎌倉市成年後見センター事業	17
--	----

権利擁護支援検討チェックシート

- ★ だけにチェックがある場合は、**日常生活自立支援事業**で対応可能です。 ⇒詳しくは P3～
- にチェックがある場合は、**成年後見制度**の活用をご検討ください。 ⇒詳しくは P7～

1 判断能力

チェック

①	認知症、知的障害、精神障害を有するが、日常生活はほぼ自立（補助相当）	★	
②	日常生活に支障をきたすような症状・行動、意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立可（保佐相当）	★	
③	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々みられ、介護が必要。知的障害の場合は手帳 A（後見相当）	□	

2 財産管理

①	通帳や印鑑の紛失、再発行を繰り返す	★	
②	日常的な金銭管理に支援が必要	★	
③	電気やガス、水道料金等の支払いが必要	★	
④	年金・手当・臨時福祉給付金等の受取手続きが必要	★	
⑤	税金の申告が必要	□	
⑥	生命保険等の請求手続きが必要	□	
⑦	賃貸借契約の手続きが必要（施設への入所契約も含む。）	□	
⑧	高額な買物をしたり、消費者被害に遭ったことがある	□	
⑨	不動産処分や定期預金、貸金庫の解約手続きが必要	□	
⑩	自分の意志に関係なく、借金をしたり、他人の保証人になってしまう	□	
⑪	借金の整理、ローンの返済が必要	□	
⑫	遺産分割、相続の手続きが必要	□	
⑬	訴訟等の手続きが必要	□	
⑭	親族や親族以外からの財産侵害あり	□	

3 身上保護

①	福祉サービスや契約の内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能	★	
②	福祉サービスや契約の内容が理解できず、本人に代わって契約が必要	□	

- 日常生活自立支援事業では、「契約能力」、「本人の利用意向」「契約の必要性」を確認し、契約します。
- 後見相当で判断能力が全くない方は、日常生活自立支援事業やその他契約ができないため、成年後見制度による支援が必要です。
- 頼れる親族がいる場合は、判断能力がなくても成年後見制度の必要がないこともあります。

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業

軽い認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方が、地域で安心して自立した日常生活が送れるように、市社協が利用者との契約に基づき金銭管理、預貯金通帳や各種証書等の重要書類の保管のほか、福祉サービス等の利用の支援を行います。

りようれい 利用例

福祉サービスの手続き
ができるか心配。



福祉サービスの利用相談にのり、
手続きのお手伝いをします。



お金を使い過ぎて
しまうことがあります。



使うお金について相談にのり、一緒に
銀行に行くなどのお手伝いをします。



大事な書類を
どこにしまったか
忘れてしまいます。



保管を希望される通帳や印鑑、証書
などを預かり、金融機関の貸金庫に
保管します。



りようかた 利用できる方

かまくらしないうす にんちしょう ちてき せいしんしょうがい しんたいしょうがい りゆう
鎌倉市内にお住まいで認知症、知的・精神障害、身体障害などを理由に、

ひとり ふくし てつづ おこな ふあん
「一人で福祉サービスの手続きを行うことに不安」、

よちよきんだい こうきようりょうきん しはら じゅうようしゅるい ほかん ひとり おこな ふあん
「預貯金の出し入れや公共料金の支払い、重要書類の保管を一人でを行うことに不安」で

けいやくのうりよく かた たいしょう
「契約能力のある方」が対象になります。

※ にんちしょう しんだん う かた しょうがいしゃてちよう しゅとく かた たいしょう
認知症の診断を受けていない方や障害者手帳を取得していない方も対象です。

※ せいかつけいたい ざいたく しせつ びやういん かか たいしょう
生活形態（在宅・施設・病院）に関わらず対象です。

おも ないよう 主なサービス内容

① 福祉サービス の利用援助

- 福祉サービス利用に関する情報提供や相談
- 福祉サービス契約、利用手続きのお手伝い
- 日常生活に必要な事務手続きのお手伝い



② 日常的な 金銭管理

- 年金及び福祉手当等の受領に必要な手続きのお手伝い
- 医療費、税金、公共料金等の支払いのお手伝い
- 預貯金（普通預貯金）の出し入れなどの手続きのお手伝い
- 日常的金銭の使い方の相談



③ 書類等の 預かり

- 盗難や紛失のおそれがある通帳等を金融機関の貸金庫でお預かりします。
- お預かりできる物：年金証書、預貯金通帳、不動産権利証書、契約書類、実印、銀行印等



日常生活自立支援事業でできないこと

- 施設入所等にもなう身元引受人や保証人
- 施設入所契約の代理
- 外出援助、ヘルパーが対応できるような買い物
- 本人の自宅の処分や賃貸の解約
- 確定申告 など



日常生活自立支援事業で預かれない物

- 自宅の鍵、貸金庫の鍵、遺言書
- 宝石、書画、骨董品、貴金属、現金
- 大きな価格変動の可能性がある
有価証券 など



支援する人の役割

○専門員

- ・困り事や悩み事について相談を受けます。
- ・希望や困っている事をお聞きして、支援計画を作ります。
- ・支援計画作成後、計画を変えたい時や心配な時は相談を受けます。

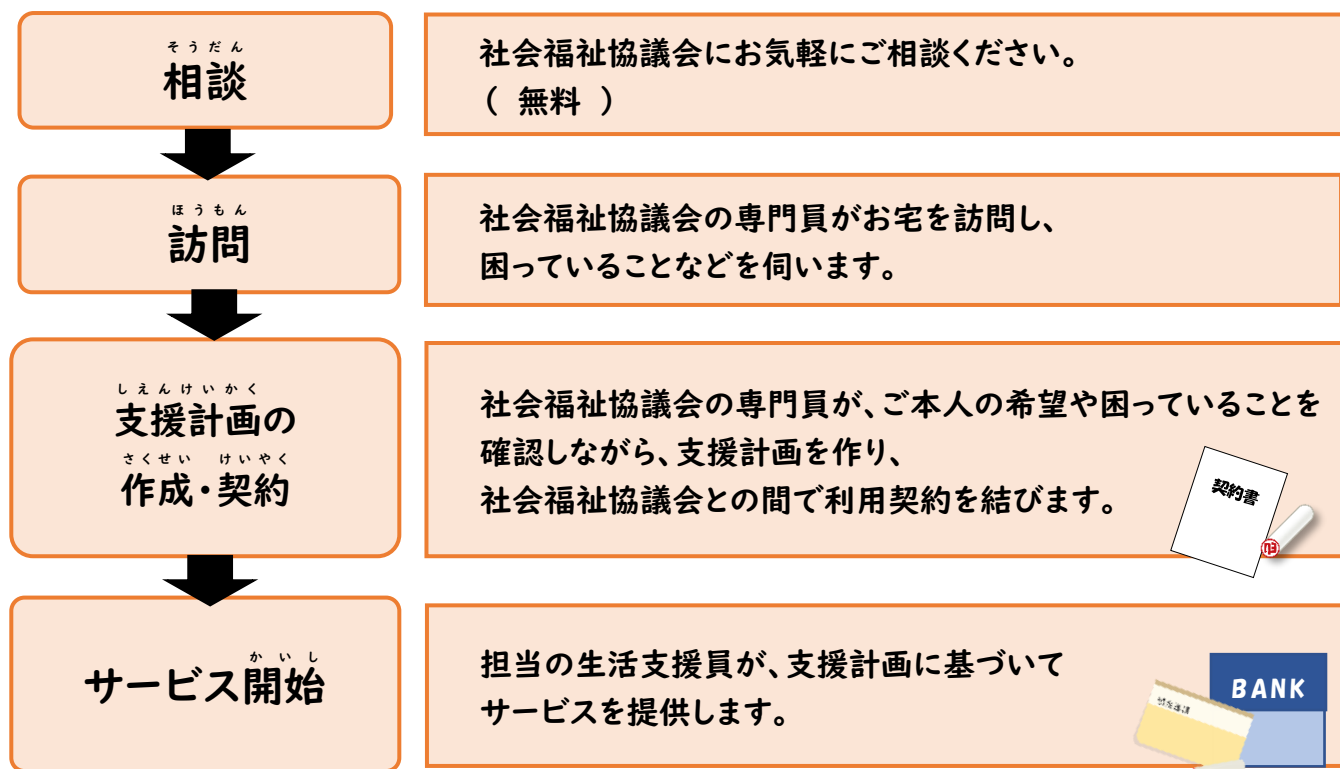


○支援員

- ・契約後、支援計画に基づき定期的に訪問します。
- ・福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れをサポートします。



りようなが 利用までの流れ



※ 利用希望者の家計の状況（収支・借財等）が明確になっていない場合、サービス開始までに
時間がかかります。

りようりよう 利用料

福祉サービスの利用援助契約（①福祉サービスの利用支援 ②日常的な金銭管理）

利 用 区 分		利用料金（1回）
せいかつ ほ ごじゅきゅうしゃ 生活保護受給者	支援計画内（定期支援）	0 円
	支援計画外（臨時支援）	1,250 円
せいかつ ほ ごじゅきゅうしゃ以外 生活保護受給者以外	支援計画内（定期支援）	1,250 円
	支援計画外（臨時支援）	1,250 円

※ 回数は、訪問・同行活動を伴うものを数えます。

※ 利用区分の変更があった場合は、変更が生じた月にさかのぼります。

書類等預かりサービス契約（③書類等の預かり）

利用される全ての方	年間利用料	6,000円（月額利用料：500 円）
-----------	-------	---------------------

しんさかい 審査会

鎌倉市社会福祉協議会では、ご利用を希望される方に借金や滞納がある場合には、神奈川県社会福祉協議会の審査会に諮問いたします。

新規利用時や解約・終了時の審査だけではなく、サービス利用中に生じたトラブル等に対しても、専門的な見地から審査を行っています。

※通常は鎌倉市社会福祉協議会内のカンファレンスで審査を行います。



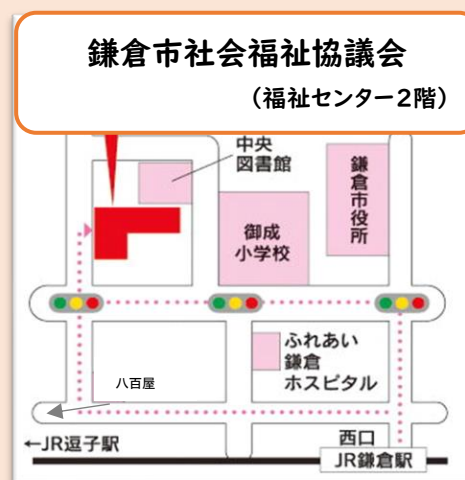
そうだんとあ ご相談・お問い合わせ

しゃかいふくしほうじん かまくらししゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会

電話 0467-23-1075

住所 鎌倉市御成町20-21

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15



こちらまでお問い合わせ
ください

鎌倉市社協マスコットキャラクター
かまりん

せいねんこうけんせいど 成年後見制度

認知症や障害により、判断能力が不十分な方は、必要な契約を結べなかったり、自身に不利な契約を結んでしまったりするおそれがあります。このような方を支援するために、家庭裁判所が選んだ成年後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等）が本人に代わって、福祉サービスの契約などの手続き、不動産や預貯金等の財産管理をするしくみです。

成年後見制度には、判断能力が不十分な方を支援する法定後見制度と判断能力が不十分になった時に備えて、自分で選んだ人と事前に契約をしておく任意後見制度の2つの制度があります。

法定後見： ほうていこうけん 認知症や知的障害、精神障害などにより はんだんのうりよく ふじゅうぶん かた 判断能力が不十分な方。

※ てつづ もうした 手続き（申立て）をする場合は ばあい いし しんだん ひつよう 医師の診断が必要です。

任意後見契約： にんいこうけんけいやく はんだんのうりよく じゅうぶん かた 判断能力が十分ある方。

りようれい 利用例

遠方の母が訪問販売で、何も理解しないまま契約をしてしまいます。

成年後見制度を利用することで、与えられた権限により成年後見人等が契約を取り消します。



難しいことがわからず手続きやお金の管理が一人でできません。

成年後見制度を利用することで、成年後見人等が手続きや契約、預貯金の管理を行います。



自分にもしものことがあった時、障害のある子が心配です。

障害のあるお子さんが成年後見制度を利用することで、成年後見人等がお子さんの手続きや預貯金の管理を行います。



銀行から成年後見人でないとお金が下ろせないと言われました。

成年後見制度を利用することで、成年後見人がお金を下ろすお手伝いをします。

BANK

せいねんこうけんせいど ないよう
成年後見制度の内容

	ほうていこうけん 法定後見			にんいこうけん 任意後見
類型	こうけん 後見	ほさ 保佐	ほじょ 補助	
利用できる人	判断能力を欠いているのが通常の状態	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分	判断能力が十分ある方
支援する人	せいねんこうけんにん 成年後見人	ほさにん 保佐人	ほじょにん 補助人	にんいこうけんにん 任意後見人
代理権	本人が行うすべての法律行為	申立ての範囲内（本人の同意を得て）で、家庭裁判所が定めた法律行為	申立ての範囲内（本人の同意を得て）で、家庭裁判所が定めた法律行為	任意後見契約で定めた行為
同意権 ・ 取消権	日常生活に関する行為以外の全ての行為	重要な財産関係の行為等（借金、相続など） 民法第13条第1項に規定する行為の他 申立てにより裁判所が定める行為	申立ての範囲内（本人の同意を得て）で、家庭裁判所が定めた行為 （民法第13条第1項に規定する行為）	※取消権はありません。

- **類 型** : 支援者が記載する本人情報シートを参考にした医師の診断をもとに決定します。
- **代理権** : 本人に代わって契約や申請を行い、そのために必要な財産を管理します。
- **同意権・取消権**
 - 本人が法律行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないかを確認し、問題がない場合に同意し、不利益な行為を行った場合は取り消し、本人の利益を守ります。
 - 同意権・取消権は、日用品の購入など日常生活に関する行為を除きます。
 - 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要になります。
- **意思決定支援**

後見人等は、本人の意思を尊重した後見実務を行います。特に本人にとって重大な影響を与えること（施設入所、居所の変更や高額な資産を売却する時等）には、本人の関係機関とともに本人の「意思決定支援」を行います。

しえんないよう 支援内容

しんじょうほご 身上保護

- サービス利用契約の手続き等
- 入退院に関する手続き等
- 福祉施設等の入退所に関する手続き等
- 日常生活に関わってくる契約等



ざいさんかんり 財産管理

- 預貯金の管理
- 年金等の受領
- 税金、保険料等の支払い
- 不動産等の処分
- 遺産分割等の財産に関する契約



※ 家庭裁判所であらかじめ認められた行為の範囲内で支援します。

※ 成年後見人等は家庭裁判所へ報告し、家庭裁判所の監督を受けます。

こうけんにとん しえん 後見人等ができない支援

- 本人の身体介護や毎日の買い物など事実行為
- 病院の入院や施設入所の際、身元保証人や身元引受人になること
- 病気やけがの治療や手術といった医療行為に同意をすること
- 遺言、結婚、離婚、養子縁組などの意思表示をすること



せいねんこうけんにとん えらひと 成年後見人等には選ばれる人



- 成年後見人等は、家庭裁判所が、本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。
- 誰を成年後見人等を選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

〈選任される人の例〉

- 親族、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、NPO法人、社会福祉協議会等

せいねんこうけんになんとう てきせつ こうけんとうじむ ほうさく
成年後見人等による適切な後見等事務をサポートする方策



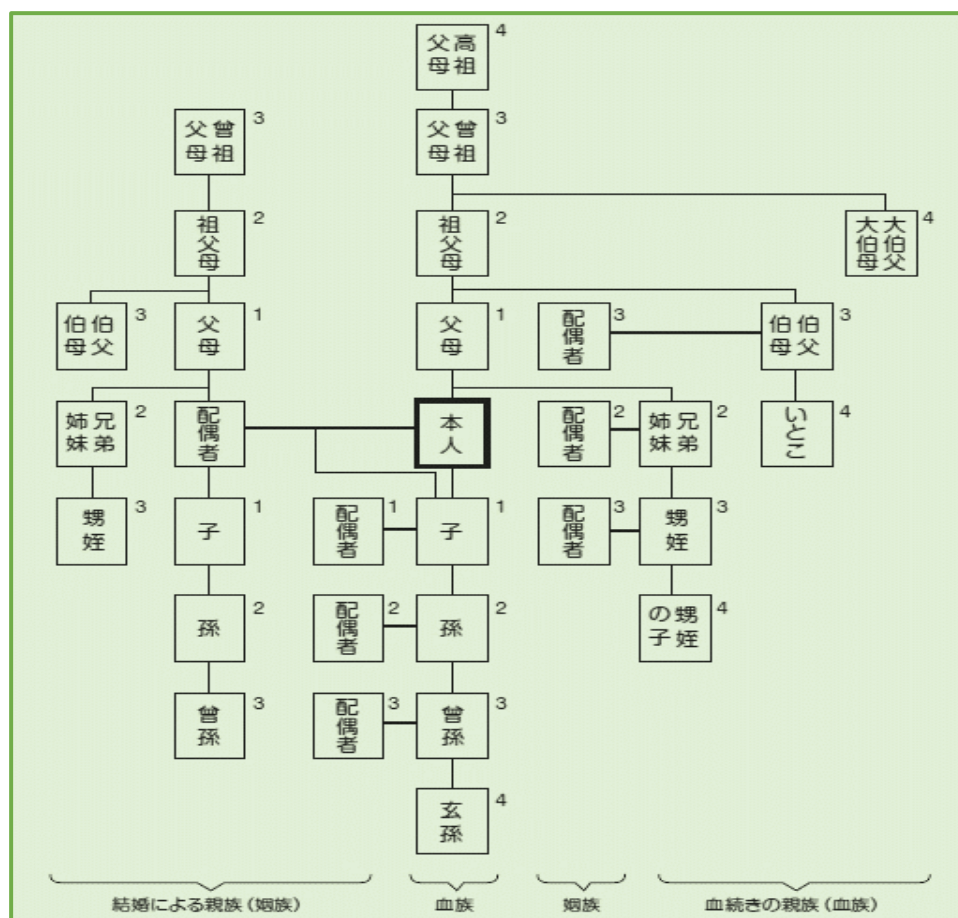
こうけんかんとくにん せんにん
後見監督人の選任

- 後見事務が複雑困難である場合には、家庭裁判所は、成年後見人等の事務をサポートするため、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を後見監督人に選任することができます。

こうけんせいどしえんしんたく こうけんせいどしえんよちよきん りよう
後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用

- 本人の財産のうち日常的な支払をするために必要な金銭を預貯金として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託あるいは普通預金とする仕組みです。
 ※家庭裁判所の指示によりお金を引き出すことができます。
 ※保佐・補助及び任意後見では利用できません。

参考)
**申立人になれる
 四親等内親族の図**



てつづ なが 手続きの流れ

ほうていこうけんせいど 法定後見制度

- 申立人になれる人：本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長（申立人がいない場合）
- 申立書書式：
本人の住所地を管轄する家庭裁判所でもらえます。あるいは家庭裁判所のホームページよりダウンロードすることができます。

- ※ 申立て書類の作成は、司法書士に依頼することができます。
- ※ 申立人に代わって代理申立て（書類作成を含む）を行う場合、弁護士に依頼することができます。

にんいこうけんせいど 任意後見制度

★任意後見契約（公正証書）

公証役場で公正証書を作成し契約します。
法務局に登録されます。

判断能力が不十分

- 申立人になれる人：本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者

- 申立書書式：
本人の住所地を管轄する家庭裁判所でもらえます。あるいは家庭裁判所のホームページよりダウンロードすることができます。

- 申立書に必要なもの：申立書、戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書（法定後見）・登記事項証明書（任意後見）、診断書、本人情報シート、財産目録など

ほんにん じゅうしょち かんかつ かていさいばんしよ もうした
本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立て

こうけん ほさ ぼじょ かいし もうした
後見/保佐/補助の開始の申立て

にんいこうけん かんどくにん せんになん もうした
任意後見監督人選任の申立て

しんぱんてつづ 審判手続き

- 審問：必要に応じ、家事裁判官が事情を聞き取ります。
- 調査：家庭裁判所調査官が事情を調査します。
- 鑑定：後見と保佐は、本人の判断能力について鑑定があります。



家庭裁判所

しんぱん こうけんになんどう せんになん
審判：後見人等の選任

成年後見登記がされます。（東京法務局）

しえん かいし
支援の開始

かんどく かいし
監督の開始
しえん かいし
支援の開始

家庭裁判所

任意後見監督人

任意後見人

成年後見制度の費用

○法定成年後見制度・開始の申立てに必要な費用・・・ 令和6年10月1日現在

収入印紙（後見開始の場合） ※保佐、補助開始で同意を要する行為の定めや代理権付与を求める場合は、それぞれ別に申立手数料が必要になります。	800 円（申立手数料）
	2,600 円（登記嘱託料）
郵便切手（連絡用）	4,000 円（後見開始）
	5,000 円（保佐、補助開始）
鑑定費用 ※後見、保佐の場合に鑑定が必要になることがあります。	「鑑定についての照会書」に 医師が記入した額

所得が低い方は、法テラス（日本司法支援センター）が行う民事法律扶助による援助（申立代理人費用の立替えなど）を受けることができる場合もあります。

○任意後見制度・契約書作成にかかる手数料

公正証書作成の基本手数料	11,000 円/1件
登記嘱託手数料	1,400 円
法務局に納付する印紙代	2,600 円
その他 証書代	250 円/1枚
登記嘱託書郵送用の郵便代等	

任意後見契約のみは 30,000 円程度。

任意後見契約と同時に財産管理委任契約・死後事務委任契約を締結した場合、55,000 円程度。

○成年後見人等の報酬

- 成年後見人等への報酬は、家庭裁判所が本人の財産状況や後見人等の支援内容により定めた金額を本人の資産から支払うことになります。
- 基本報酬は、月額2万円がめやすといわれています。
- なお、所得が低い方は成年後見制度利用支援事業により、報酬費用が助成される場合があります。詳細は鎌倉市高齢者いきいき課、障害福祉課へお問い合わせください。

○任意後見人の報酬

- 任意後見契約締結時に取り決めた額になります。

○任意後見監督人の報酬

- 任意後見監督人への報酬は、家庭裁判所が本人の財産状況や監督事務の内容によって定めた金額を本人の資産から支払うことになります。

任意後見制度

現在判断能力が十分ある方が、認知症などで判断能力が不十分になった時に備えて、財産管理や身上保護に関する法律行為をあらかじめ自分で選んだ人（任意後見人）と、支援の範囲や報酬等を話し合っ

て決め、公証役場において公正証書で契約をします。判断能力が不十分になった時は、家庭裁判所へ「任意後見監督人選任の申立」をし、任意後見監督人による監督のもと、任意後見人が契約で決められた支援を行います。

任意後見契約と一緒に検討する契約（例）



そうだんとあさき ご相談・お問い合わせ先



せいねんこうけんせいど そうだん ○成年後見制度についての相談

名称 所在地	電話
鎌倉市成年後見センター 御成町 20-21 鎌倉市社会福祉協議会	38-8003 月～金（祝日、年末年始除）8:30～17:15
鎌倉市高齢者いきいき課 いきいき福祉担当	61-3899
鎌倉市障害福祉課 障害福祉担当	61-3975

せいねんこうけんせいど かん せんもんしよくだんたい ○成年後見制度に関する専門職団体

名称	内容	電話
神奈川県弁護士会 成年後見センターみまもり	電話相談（20 分無料） 来所相談（初回 30 分以内無料）	045-211-7720 平日 9:30～12:00 13:00～16:30
公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート神奈川県支部	電話相談（無料）	045-663-9180 月・金 15:00～17:00、 水 10:00～12:00
	面談（要予約） 会場：神奈川県司法書士会館他	045-640-4345 水 15:00～17:00
一般社団法人コスモス成年後見 サポートセンター神奈川県支部	電話相談（無料） 面談（要予約）	045-222-8628 平日 13:00～16:00
公益社団法人神奈川県社会福祉士会 ぱあとなあ神奈川	電話相談（無料）	045-314-5500 火・木（祝日除）14:00～17:00
東京地方税理士会 鎌倉支部成年後見支援センター	面接相談（無料、要予約）	0467-25-5220 水・土日祝を除く 10:00～16:00

ほうていこうけんせいど もうした にんい こうけん かんどく にん せん にん もうした かまぐらし かんかつ かにさいばんしょ ○法定後見制度の申立て・任意後見監督人選任の申立て：鎌倉市を管轄する家庭裁判所

横浜家庭裁判所本庁 後見係 横浜市中区寿町 1-2	045-345-8001 (申立予約受付)
------------------------------	--------------------------

にんいこうけんけいやく さくせい かまぐらし ちか こうしょうやくば ○任意後見契約の作成：鎌倉市から近い公証役場

藤沢公証役場 藤沢市鵜沼石上 2-11-2 湘南 K ビル1 階	0466-22-5910 平日 9:00～12:00 13:00～17:00
-------------------------------------	---

ほうてき そうごうあんない じょうほうていきょう みんじほうりつ ふじょ ○法的なトラブルの総合案内（情報提供・民事法律扶助など）

法テラス神奈川	0570-078-308(050-3383-5360) 平日 9:00～17:00
---------	--

こうれいしゃ そうだん ちいきほうかつしえん
○高齢者の相談：地域包括支援センター

名称 所在地	担当地域	電話
鎌倉市社会福祉協議会 御成町 18-10	十二所、二階堂、西御門、雪ノ下、 扇ガ谷、小町、御成町、浄明寺	61-2600 月～金（祝日除）8:30～17:15
鎌倉きしろ 材木座 1-8-6 ウィリアムス・ホール 103	大町、材木座	40-4434 月～土 9:00～17:30
鎌倉静養館 由比ヶ浜 4-4-30	由比ヶ浜、笹目町、佐助、長谷、 坂ノ下、極楽寺、稲村ガ崎	23-9110 月～土（祝日除）8:30～17:30
聖テレジア 腰越 1-2-1	腰越（一丁目から五丁目） 七里ガ浜東、津西、七里ガ浜	38-1581 月～土 8:30～17:00
聖テレジア第2 津 602-184	腰越（一丁目から五丁目を除く） 津、西鎌倉、手広、鎌倉山	38-6612 月～土 8:30～17:00
みどりの園鎌倉 常盤 165-8	梶原（一丁目から五丁目を除く） 寺分（一丁目から三丁目を除く） 上町屋、常盤、笛田	62-0666 月～土（祝日除）8:30～17:00
湘南鎌倉 山崎 1202-1	山崎、梶原（一丁目から五丁目） 寺分（一丁目から三丁目）	41-4013 月～土（祝日除）8:30～17:00
きしろ 大船 1273-1	山ノ内、台（一丁目を除く）、 大船（一丁目から六丁目を除く）、 小袋谷、高野	42-7503 月～土 9:00～17:30
ふれあいの泉 今泉 2-4-10	大船（一丁目から六丁目）、岩瀬、 今泉、今泉台	43-5977 月～土 8:30～17:00
ささりんどう鎌倉 城廻 270-2	台（一丁目）、岡本、玉縄、植木、 城廻、関谷	42-3702 月～金（祝日除）9:00～18:00

※ 年末年始の休みについては、各地域包括支援センターにお問い合わせください。

しょうがいしゃ そうだん
○障害者の相談

名称	電話
鎌倉市障害福祉課 障害福祉担当	61-3975 月～金（祝日除）8:30～17:00
地域生活サポートセンターとらいむ 由比ヶ浜 2-2-40KF ビル4F	61-3205 ※面談は要予約 月～金（祝日除）9:30～17:00
キャロットサポートセンター 由比ヶ浜 2-9-62 フォーラム 301	25-3939 ※面談は要予約 月～金（祝日除）9:00～17:00
ラファエル会 鎌倉地域支援室 小袋谷 1-4-20 ピオニー鎌倉1F	55-8878 ※面談は要予約 月～金（祝日除）8:30～17:30

※ 年末年始の休みについては、各機関にお問い合わせください。

鎌倉市社会福祉協議会の権利擁護サービス

社会福祉協議会では、次の事業を行っています。

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業

QRコード



(パンフレットP3～P6参照)

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない方や身体に障害がある方などが、地域で自立し、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用支援を行います。その他日常的な金銭管理、預貯金通帳や各種証書等の重要書類を預かり保管するなどの支援を行い、高齢者や障害者等の権利擁護を図ります。

法人後見事業

法人後見事業 QRコード



市社協が法人として家庭裁判所から成年後見人等を選任され、本人に代わって、福祉サービスの手続きや契約を行うほか、不動産や預貯金等の財産管理を行い本人の権利擁護を図ります。

～例～

- 親なき後を考え、障害のある子の後見等開始申立てをする。子どもは60歳代で長期の支援が見込まれるので、継続した支援ができる法人を候補者にしたい。
- 他の団体へ相談したが成年後見人等候補者になってもらうことができなかった。

～ご利用までの流れ～

相談 → 申込 → 審査会※1 → 家庭裁判所申立 → 家庭裁判所より選任※2 → 支援

※1 審査会へ諮問し、認められた場合、後見人等の候補者になります。

※2 市社協を後見人等候補者として申立てをしてもらいます。家庭裁判所で選任後、後見人等として支援します。

法人後見のご相談・お問い合わせ

しゃかいふくしほうじん かまぐらししゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会

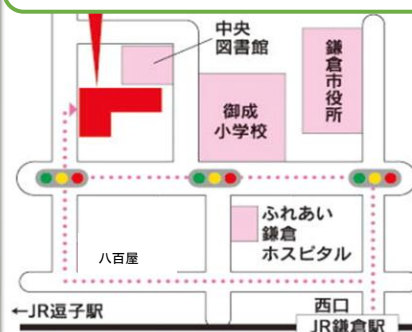
電話 0467-23-1075

住所 鎌倉市御成町20-21

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15

鎌倉市社会福祉協議会

（福祉センター2階）





鎌倉市より鎌倉市社会福祉協議会が委託を受け、鎌倉市内に在住する方及びその親族等を対象に、成年後見制度についての相談や、周知・啓発を目的とした事業を行っております。鎌倉市成年後見センターは、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関です。

じぎょうないよう

事業内容

りようしえん 利用支援

無料相談

社会福祉協議会の社会福祉士が
 成年後見制度についての相談に応じます。
 日時：月～金（祝日、年末年始除） 8:30～17:15
 ※事前にお電話いただきご予約いただくとスムーズです。

せんもんそうだん 専門相談

無料 要予約

弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士が成年後見制度についての
 相談に応じます。
 原則毎月第4水曜日
 ①9:00～9:40 ②9:45～10:25 ③10:30～11:10 ④11:15～11:55
 場所：鎌倉市福祉センター2階

こうえんかい 講演会・ けんしゅうかい 研修会

成年後見制度の利用に関する広報・啓発及び権利擁護の普及啓発を
 目的とした市民向けの講演会・事業所向けの研修会を実施しています。

しみんこうけん にん しえん 市民後見人の支援

市民後見人の名簿登録・管理、活動するための情報提供を行います。
 市民後見人の相談等に対応し、意見交換の場を設けます。

しんぞくこうけん にん など 親族後見人等の しえん 支援

親族として成年後見人等に就任した方を対象に、必要な知識等に関する
 相談や講習会等を開催します。





パンフレットの発行・お問い合わせ <令和 6 年 5 月発行>

〒248-0012 鎌倉市御成町 20-21

社会福祉法人 **鎌倉市社会福祉協議会**

電話 0467-38-8003 (鎌倉市成年後見センター)

0467-23-1075 (日常生活自立支援事業・法人後見事業)

FAX 0467-22-2213